

福 指 第 473 号
令和 4 年 2 月 3 日

各高齢者施設及び事業所の管理者 様
各障害者施設及び事業所の管理者 様

静岡県健康福祉部長

新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者の取扱い等について

新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者のうち社会機能維持者の待機期間の取扱いについて、令和 4 年 1 月 21 日付け福指第 446 号静岡県健康部長通知にて、本県としての対応をお知らせするとともに、貴会会員への周知をお願いしたところです。

今般、令和 4 年 1 月 28 日付けで国通知が一部改正され、濃厚接触者の待機期間が下記のとおり、さらに短縮される旨が示されましたので、お知らせいたします。

記

1 濃厚接触者の待機期間の取扱い等

- ・濃厚接触者の待機期間が原則 10 日間から**原則 7 日間に短縮（8 日目に解除）**されました。なお、8 日目以降に発症する可能性もあるため、**10 日間を経過するまでは検温など本人による健康状態の確認**を行っていただくようお願いいたします。
- ・**社会機能維持者***は、6 日目（7 日目）に解除可から**5 日目に解除可に短縮**されました。

※社会機能維持者の範囲や待機解除の要件などは前回通知と同じです。

【関係資料】

- ・別添 1 「社会機能の維持に必要な場合の濃厚接触者の待機期間の取扱概要」
- ・別添 2 「社会機能を維持するために必要な事業」
- ・別添 3 「濃厚接触者となった社会機能維持者の待機期間短縮に関するよくある質問」
- ・チラシ「濃厚接触者の待機期間は原則 7 日間」

【ホームページ】 <https://www.pref.shizuoka.jp/kousei/ko-420a/kansen/noukousesshokusha.html>

2 実態調査への協力

社会機能維持者の待機期間の短縮を行った場合、当該事業者は、以下のとおり実態調査に御協力をお願いします。

目 的	新型コロナウイルス感染症の感染状況による社会機能の維持に必要な事業への影響等を把握し、緊急事態宣言の適用など新型コロナウイルス感染症対策の検討の資料とします。
調 査 手 法	インターネットアンケート 以下の URL にアクセスして回答してください。 https://forms.gle/KZVgyNbLcTY7i8uA9
主な調査項目	事業所名、所在市町、業種、待機期間を短縮した人数
調査頻度等	<u>月曜日～日曜日の人数を翌水曜日までに回答</u> ※待機期間を短縮した人がいる週ごとに回答してください。 ただし、回答を忘れた週がある場合、遡っての回答不要です。
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> ・回答は任意です。実際に短縮した場合に回答をお願いします。 ・実施状況をとりまとめて公表する場合がありますが、個々の企業が特定されることはありません。

3 陰性証明について

感染者が定められた療養期間終了後に職場復帰する場合や濃厚接触者が定められた待機期間終了後に職場復帰する場合に、陰性証明を必要とする事業者が一部みられます。

国が定めた基準を満たして療養を終了した方（濃厚接触者にあつては最終接触日から10日間を経過した方）については、他者に感染させる可能性がほぼないことから、職場復帰に際しての検査や陰性証明の発行を保健所が行うことはありません。

また、医療機関の負担にもなりますので、職場復帰する際に、医療機関に検査や陰性証明の発行を求めることは御遠慮ください。